

## 令和4年度 岡山県私立高校生等教育給付金 【家計急変世帯対象】についてのご案内

### 1 概要

保護者等が負担すべき授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者等が岡山県内に在住している低所得者世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯）に対して標記教育給付金が支給されます。

保護者の失職などの家計急変（自己都合退職、配偶者の死亡、離婚等は除く）で、収入が激減したことにより、住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯が対象となります。尚、生活保護法による生業扶助が措置されている場合、及び令和3年度に教育給付金を受けられている方は対象外ですのでご注意ください。

また、現在、高等学校等就学支援金を受給もしくは申請をしており、令和4年度の住民税所得割が非課税の世帯の方には、通常の申請として8月頃に改めてご案内をさせていただきますので、その時に申請をお願いします。

### 2 対象者・給付額等

申請日現在、保護者等が岡山県内居住（保護者等のいずれかが海外居住の場合を除く）及び家計急変し、保護者(親権者)全員の住民税所得割額が非課税世帯に相当すると認められる世帯

	給付年額
ア 23歳未満（H11.7.3以降生まれ）の扶養している兄弟がいる世帯	152,000円
イ 上記アの兄弟がいない世帯	134,600円

※7月2日以降に家計が急変した場合は、原則として申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額となります。

### 3 申請方法

#### 【提出書類】

- ① 私立高校生等教育給付金受給申請書（申請者は保護者）
- ② 状況説明書
- ③ 保護者(親権者)全員の課税証明書（その時点において最新のもの）
- ④ 家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類等で、概ね次に掲げる書類
  - 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出、会社作成の給与見込、直近3ヶ月分の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）、扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- ⑤ 23歳未満の扶養している兄弟がいる世帯は、兄弟及び高校生本人の健康保険証の写し（国民健康保険証の場合は扶養誓約書も必要）  
※健康保険証の写しの被保険者等記号・番号等は塗りつぶして下さい。

○提出期限、提出先 随時受付、学校事務室  
 最終期限は令和4年12月9日（金）学校事務室 <必着>

○支給方法  
 支給決定後、「口座振替申出書」を提出して頂き、県より直接振り込まれます。

○申請書の入手方法等  
 岡山県庁ホームページ（総務学事課）からダウンロードするか、事務室まで取りに来て下さい。  
<http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html>